

## 羽53「呉安君分家契」について

——家産相續をめぐる一つの事例

山口正晃

### はじめに

現在公刊中の武田科學振興財團・杏雨書屋『敦煌秘笈』は李盛鐸の舊藏書をまとまって含んでいることから注目を浴びており、ここ一、二年のあいだにこれらを用いた論考も陸續と發表されている。本稿もまた、この中から一點の寫本——民間契約文書——を紹介しようとするものである。敦煌寫本の民間契約文書に関する研究は、古くは仁井田陞氏による法制史的見地からの研究があり、その後も着實にその成果を積み重ねてきている。しかし、ここで紹介する杏雨書屋・羽53「呉安君分家契」は、これまで學界に紹介されたことのないものである<sup>1</sup>。

この寫本はその題に「分家契」とあるように、家産分割の契約書である。そこで、話は單に民間契約書の研究たるに止まらず、中國における家族の在り方、家産分割の方法にも及ぶこととなる。この分野に関しては、滋賀秀三氏による金字塔ともいうべき中国家族法の研究がある。本稿では以下、これらのすぐれた先行研究を手引きとしつつ本寫本に検討を加え、気づいた點をいくつか列擧し、今後の研究の資に供したい。

### 一．羽53「呉安君分家契」の紹介

まずは、『敦煌秘笈（目録冊）』から、本寫本の書誌情報を抜粋して以下に引用する。

・縦 27.3cm × 横 85.6cm

---

<sup>1</sup>武田科學振興財團・杏雨書屋『敦煌秘笈』の影片冊・第一冊に収録されている。また、この寫本は2010年4月に開かれた杏雨書屋の特別展示會においても出展され、その圖録でも紹介されている。第54回杏雨書屋特別展示會「敦煌の典籍と古文書」図録（財團法人武田科學振興財團、2010）参照。

- ・四紙、麤悪厚手紙、青白椽
- ・印記…首部一顆「敦煌石室秘笈」、末尾三顆「李盛鐸印」「木齋審定」「李滂」
- ・卷子本、毛筆？

「はじめに」で述べたように、これは李盛鐸の舊藏書であり、李盛鐸およびその息子の李滂の印記が確認できる。また「横 85.6cm」となっているが、同時にまた「四紙」とも記されており、圖版の寫眞を見ても四紙を貼りついでいることが容易に確認できる。単純計算で一紙あたりおよそ 21～22cm 程度ということになる。

次に、圖版の寫眞をもとに作成した録文を以下に掲げておく。（音通については、當該字に續けて丸括弧を附して、本來の意味の字を示す）

- 01 天復八年戊辰歲十月十五日。叔吳安君・姪吳通子
- 02 同爲一戸。自通子小失慈父、遂便安君収索通子母
- 03 爲妻、同爲一活、共成家業。後亦有男一人・女二人。今
- 04 安君昨得重疾、日々漸重。五十年作活、小収養姪
- 05 男長大、安君自苦活、前公後母。恐耽不了、事名行
- 06 聞、吾星訴（醒素）在日、分訴姪通子・男善集部分、各
- 07 自識忍（認）分懷。故立違（遺）書、然後。
- 08 姪男通子東房一口、厨舍一口、是先阿耶（爺）分懷、一任通子、
- 09 収管爲主。南邊廳一口。西邊大房一口。巷東壁上
- 10 撫（廡）舍一半。院落・門道、合。砂底・新開地四亭、均分。
- 11 新買地各拾畝。杜榆穀車脚一隻。折舊破釧與小頭釧
- 12 一隻。售三破鍋一口、售七升鐺子一口。小主鑿子一面。櫬一口。
- 13 大床一張。白綿紬衫一領。乾盛大襖兩口。又售五升鐺
- 14 子一口、在文詮邊、任通子収管。售六古破釜一口、通子
- 15 二分、善集一分。鑪一具。鐸大小兩孔、合。舊金一副、
- 16 合。應有鎌刃隴（籠）具、兄弟存心轉具。若不勾當、
- 17 各自手失脫後、便任當割却。又鍬忍（刃）一、小鑪
- 18 頭子一、兄弟合。
- 19 男善集擔下西房一口、南邊東房一口、厨舍一口。巷東
- 20 壁上撫（廡）舍一半、院落・門道、合。砂底・新開生四亭、均分。
- 21 新買地各拾畝。杜榆穀車脚一隻。車盤一比。通子
- 22 杙（打）車之日、兄弟合使、不許善集隔勒。若後杙（打）車盤日、
- 23 仰善集、貼通子、車盤木三分、内一分即任善集
- 24 爲主。售貳銅鍋一口、不忤通子之事。售六破釜一口、

25 善集一分、通子二分。鑊一具。售一五升破鑊一口。鐸  
26 大小兩孔、合。舊金一副、合。應有鎌刃隴（籠）具、兄  
27 弟存心轉具。各自手失却後、便任當分割却。  
28 又古鋤忍（刃）一、小鑊頭子一、兄弟合。  
29 叔安君北邊堂一口、准合通子四分內有一分、緣通子小失慈父、  
30 阿叔待養、恩義進與阿叔。又西邊小房一口、通子分內。  
31 恩義進與阿叔。新買地拾畝、銀盞一隻、與阿師。  
32 右件、家諮（資）什物。緣叔君患疾、纏服日々漸重、  
33 前世因果不備、前公後母。伏恐无常之後、男  
34 女諍論、聞吾在日留念違（遺）囑、一々分析爲定。  
35 今對阿舊（舅）索僕・大阿耶（爺）、一々向患人付囑口辭。  
36 故立違（遺）囑文書、後若兄弟分別、於此爲定。  
37 後若不於此格、亦諍論、罰白銀五、決仗十五下、竝  
38 不在論官之限。恐後無憑、故立文書爲驗。  
39 慈父吳安君 （押）（畫指）指節年五十二  
40 大阿耶（爺）吳章仔 （押）  
41 阿舅索僕・ （押）  
42 見人兼書守（手）兵馬使陰安（押）  
43 姪男吳通子 （押）  
44 男善集 （押）  
45 姪清光  
46 姪男善通

※ 17 行目「又鋤忍一」は、もと「又古鋤忍一」とするが「古」字の右側に削除記号が附されているため、釋文には採用せず。

### 【日本語譯（大意）】

天復八年（九〇八）戊辰の歳、十月十五日。叔父の吳安君と甥の吳通子はともに同じ戸籍に入っている。通子が幼いときに父親が亡くなり、安君は通子の母を娶って自分の妻とし、一緒に暮らすようになった。その後、安君と通子の母親との間に男の子が一人と女の子二人が生まれた。最近、安君は重い病にかかり、病状は日々重くなってきている。安君はおおよそ五十年間生きてきたが、その間に幼い甥を引き取って養育してやり、自分自身は努めて儉約してきた。今、安君は不本意ながら父母に先立とうとしている。今は意識がしっかりしているので、甥の通子と息子の善集の取り分を決めておき、本人たちに知らせておきたい。そこで遺書を作成する。内容は以下の通りである。

甥・通子の取り分。東側の部屋が一つと厨房が一つ、これはすでに通子が父から受け継いでいたもので、通子の所有分である。南側の座敷が一つと西側の大部屋が一つ、通りの東の壁際にある建物は（通子と善集と）半分ずつ。前庭と門道は二人の共有。砂底の新たに開拓した土地の四亭は均等に分ける。新たに買った土地は各人 10 畝。杜楡製の大八車の車輪を一つ。また車の金具（折舊破釧と小頭釧）を一つずつ。三斗の破鍋一つ（を賣った代價）、七升の鍋一つ（を賣った代價）、平鍋一つ、櫃が一つ、ベッドが一つ、綿の上着が一つ、大襖が二つ。さらに、文詮にいま貸している五升の鍋が一つあるが、これも通子に任せる。六斗の破鍋一つを賣り、その代價の三分の二を通子、三分の一を善集の取り分とする。鑊（すき）が一揃い。大鐸と小鐸が一つずつ、これは共有物とする。古い種金（耕作用の農具）が一つ、これも共有。あらゆる鎌の刃や籠の類（収穫用の農具）は、兄弟で仲良く使い回すように。もしうまくいかなければ（雙方の使用時期が重なったら）、各自が使い終れば相手に渡すように。また、鍬の頭部一つと小鑊（小型の鍬）の頭部一つは、兄弟の共有とする。

息子・善集の取り分。西側の部屋一つ、南側の東にある部屋が一つ、厨房が一つ。通りの東の壁際にある建物は半分ずつ。前庭と門道は二人の共有。砂底の新たに開拓した土地の四亭は均等に分ける。新たに買った土地は各人 10 畝。杜楡製の大八車の車輪を一つ。車の荷臺を一つ。通子が車を組み立てるときには、兄弟で協力し、善集が荷臺の貸與を拒否することは許さない。もし荷臺を新たに作る際には、善集から通子に融資してやり、（そのかわり）新たに作った荷臺の三分の一の所有權は善集のものとする。二斗の銅鍋一つを賣った代價。以上については通子は口出ししないように。六斗の破鍋一つを賣り、その代價の三分の一を善集、三分の二を通子の取り分とする。鑊（すき）が一揃い（は通子と共有）。一斗五升の破鍋一つを賣った代價。大鐸と小鐸が一つずつ、これは共有物とする。古い種金一つ、これも共有。あらゆる鎌の刃や籠の類（収穫用の農具）は、兄弟で仲良く使い回すように。もしうまくいかなければ（雙方の使用時期が重なったら）、各自が使い終れば相手に渡すように。また、鍬の頭部一つと小鑊（小型の鍬）の頭部一つは、兄弟の共有とする。

叔父の安君。北側の座敷一つのうち四分の一は通子に所有權があるが、通子が幼くして父を失ってから叔父の安君に養育された恩義があるので、これは安君に進呈する。また西側の小部屋一つの、通子の所有分も同様に安君に進呈する。新しく購入した土地 10 畝と銀盞一つは、阿師に與える。

以上が家の資産として分け與える物である。安君の病狀が日々重くなり、前世からの因果であろうか、父母に先立とうとしているが、安君の死後息子たちが争うの

を恐れ、安君が健在のうちに遺言を残し、一つ一つ取り分を決めておく。今、妻の兄弟である索僕と自分の父の前で、一つ一つ口に出して託した。そうして遺書を作成した。今後、もし兄弟が争うことになれば、この遺書を基準とするように。もしこの決まりに従わずに争った場合には、罰として白銀五を徴収したうえで鞭打ち15回に處し、おかみに訴える必要はない。後々約束が違えられることを恐れ、この文書を作成して信用の證とする。

(以下、署名は省略)

## 二、特記事項

### 1. 紀年（天復八年）について

天復は唐末期の年號であり、四年四月で天祐に改元する。つまり、天復八年(908)という年號は本来ならば存在しない。この年は中原の正朔でいえば、後梁の開平二年にあたる。敦煌寫本中には、改元した後も舊年號を使用している例がしばしば見られる。通常それは、地理的な要因によって情報の傳達に時間を要するため、と説明されるが、この場合は少々事情が異なるようである。[榮新江 1996]によれば、天復四年(904)に昭宗が朱全忠に殺されて天祐に改元したという情報は、その翌年にはすでに敦煌にも伝わっていたにも関わらず、天復十年(910)に至るまで一貫して天復の年號を用いている。そして天復十年に張承奉は西漢金山國を建てて獨立した。つまり、張承奉は朱全忠によって立てられた哀帝を認めておらず、意圖的に「天祐」の年號を用いていなかった、と氏は説明する。確かに、いくら政情の混亂した時期であったとはいえ、四年も五年も情報が伝わらないというのも不自然であり、本寫本の天復八年という紀年もまた、榮新江氏の説によって理解すべきであろう。

### 2. 花押・畫指について

この契約書を實際に書いたのは、末尾の署名欄に立會人兼記錄者（見人兼書守(手)）とある陰安である。當事者たちは全員文盲だったのであろう。この點は、「はじめに」で觸れた展示會の圖錄においても、「體を爲していない花押からもそれは容易に窺い知れる。」と指摘している。また畫指は普通、關節の所で傍點を打つだけのものが多いが、この寫本の場合は文字通り、指の形を畫いている。敦煌秘笈の李盛鐸舊藏分の中には少なくともあと2件、同様に指の形を畫いたものがある(羽63「神沙鄉百姓吳山子借麥契」・羽64「李山之賣屋契」)。李盛鐸が北京移送分

の中から横領する際、無作為に抽出したわけではなかろう。本寫本および羽 63・64 に関しては、「文字通り指の形を畫いた畫指」が彼の目にとまったと考えるのは穿ちすぎだろうか。

### 3. 各人物の呼稱について

前項で述べたように、この契約書を書いたのは、陰安という人物である。呉安君（およびその家族）が口述したものを、陰安が筆記したのであろう。識字率の決して高くないこの時代、代筆屋がこうした書類を作成すること自体は別段特記するほどのことでもない。ただし、その結果であろうか、本件の記述の中に出てくる各人の呼稱について、一つ指摘しておきたいことがある。それは、呼稱が一定していない、ということである。たとえば、この契約書の作成主體は呉安君であるが、安君のことを一人稱「吾」としているのは6行目と34行目の二箇所だけであり、それは両方とも慣用句の中に出てきているだけである。一方、1行目「叔呉安君」・4行目「安君」・5行目「安君」・29行目「叔安君」などは名前で稱しており、1・29行目の場合は「姪呉通子」と對比して「叔」の字も附す。また、30・31行目では「阿叔」とのみ記している。このくだりは養ってもらった恩に報いるよう通子に呼びかける内容であるため、通子の立場に立って記述されているからであろう。さらに末尾の署名欄では「叔」ではなく「慈父」と記している。これは、家産を分割する立場としては、叔父から甥へという関係でなく、幼少の頃から同じ戸籍に入れて養ってきたことから、父子の間での分割であることを示しているのであろう。このように、契約書作成の主體である呉安君が、「自分を中心」とする視点から一貫して述べているのではなく、客観的な視点から、その都度、文脈に應じて適宜呼稱を選択しながら叙述されているのである。

ちなみに、こうした點について、本寫本のみ特殊なのかといえばそうでもなく、いま詳述する余裕はないが、他の契約書でも概ね、そうした書き方がなされている。したがって、契約書に書かれている人間関係を把握する際にはこうした點について一定の留意が必要である。

### 4. 「砂底新開地四亭」について

本文を読み取っていくうえで、解釋に苦しむ箇所が一つある。それは、10行目の「砂底新開地四亭」である。20行目でも同様の記述があって「新開生」と記されているが、「新開地」の誤りであろう。「新開地」とは言葉通り解釋すれば、「新たに開拓した土地」ということになる。分からないのは、その前の「砂底」の二字

と、そのあとの「四亭」の二字である。「砂底」の方は、おそらく地名と思われるものの、そうした地名は寡聞にして聞かない。敦煌寫本で「砂」といえば、單純には砂漠のことを發想する。たとえば、P3649 背「後周顯德四年燉煌鄉百姓吳盈順賣地契」では、土地の所在地を示す際、

南沙灌進（津）渠中界有地柒畦共參拾畝、東至官蘭、西至吳盈住、南至沙、北至大河。

（南沙の灌津渠にある土地七畦、全部で三十畝は、東は官蘭を境界とし、西は吳盈住の土地を境界とし、南は沙漠を境界とし、北は黨河を境界とする）

とあるように、そうした用例は決して珍しくない。とすると、「砂底」とは砂漠の盡きる所、つまり砂漠の端、と解釋できないだろうか。そうすれば、開墾地と砂漠の間の、砂漠側の土地を新たに開拓した、ということで「新開地」と意味のうえでもつながる。ただし、公權力による事業ではなく一民間人の力で、このような形で砂漠を開拓することがあったのか、そもそもそのような事が可能だったのか、疑問は残る。

また、「四亭」は、その新開地の廣さを示しているはずであるが、「亭」とはどういうことか。通常、土地の廣さは段・畝・歩で表わされ、吐蕃支配期以降は徵稅單位として「突(ドル)」も併用されるが、管見の限り「亭」あるいはその音通字は見たことがない。これは本來の字義通り、「あずまや」と解するべきか。その場合、「一亭」でどの程度の廣さを指すのだろうか。以上の事柄については、今後の検討を待たなければならない。

## 5. 他の寫本との關連について

ここで述べようとするのは、本寫本に見える人名が他の寫本で確認できる、もしくはその可能性がある、という事例である。結論から言えば、二名、該当する。

まず、吳善集。S6010「(年次未詳) 九月七日衙前第六隊轉帖」の二行目に、その名が確認できる。年次未詳とはいうものの、TTD (vol.4) では 900 年前後に比定しており<sup>2</sup>、本寫本の紀年が 908 年であることを考えると、兩寫本に見える「吳善集」が同一人物である可能性は高い。S6010 はその名が示すように轉帖であるが、通常の轉帖とはやや趣を異にし、歸義軍節度使管下の「軍將」とその「隨身」の宴會を開くための轉帖である [石田勇作 1981] [石田勇作 1995]。とすると、吳善集は隨身とはいえ歸義軍政權に連なる身分を持っていることになる。羽 53 から窺

<sup>2</sup>その根據は、ここに見える 11 名のうち 6 名が、P4640「己未年—辛酉年（899-901）衙内布紙破歷」にも見えることにある。

われる呉安君の家産は、とびぬけて裕福というわけではないにせよ、貧農のそれとは思えず、こうした印象とも合致する。また、前項でも言及した本寫本の書き手である陰安なる人物の肩書は、兵馬使である。この點においても、呉安君一族と歸義軍政權の軍將とのつながりが看取され、S6010との共通點を見出だすことができよう。ちなみに呉安君の家産分割において、土地はすべて「新買地」「新開地」となっており、父祖の代からの土地が全く記されていない。この家はもともと農耕を生業としてはいなかった可能性も考えられる。

次に、呉通子。P3418 背「唐沙州諸郷欠枝夫人戸名目」に、その名が見える。これもまた、年次未詳ではあるが、[池田温 1979]によれば九世紀後半に比定されており、羽 53 の呉通子と同一人物である可能性は、充分にある。この寫本は、租税負擔の一つである「枝 (= 薪)」を滞納している人物のリストである。ということは、先に述べた呉家の印象——決して貧しくはない——と矛盾するかのようにも思えるが、果たしてどうであろうか。可能性はいくつも考えられるため、ここで確たる證據も無しに議論するのは無駄であろう。ただその可能性を指摘するに止めて、今後の研究に待ちたい。ちなみに附言すれば、呉通子の名は、赤心郷の「納半欠半」(= 一部未納)の中に見える。

### 三、家産分割の様相

#### 1. 家族構成およびその背景

さて、ここから本題であるところの家産分割の内容について、試みに検討を加えてみたい。まず全體の構成を押さえておくと、冒頭 01～07 行目は、呉安君が家産分割の遺書を作成するに至った経緯が記される (第一段落)。次に 08～18 行目は、呉通子の相續分が列記される (第二段落)。續けて 19～28 行目には呉善集の相續分が同様に列記される (第三段落)。さらに呉安君の取り分が記されているのが、29～31 行目 (第四段落)。その後、ふたたび遺書作成の経緯やその後の始末について定型句を連ねたのが 32～38 行目 (第五段落)。最後に、被相續人・相續人および立會人その他の署名が、39～46 行目まで (行論の便のため、本文の部分を上記の通り第一から第五の各段落に分けておく)。この寫本は一通の契約書として首尾ともに揃っており、文字もはっきりと書かれている。

これから家産分割の様相を見ていくうえで、前提として必ず押さえておかねばならないのは、家族關係である。この寫本の内容は死を目前にした呉安君という人物がのこした家産分割の遺書であるが、まず一見して我々の目を引くのは、相續人と被相續人の關係である。すなわち、相續人の一人、呉善集は被相續人で

ある安君の息子であるが、もう一人の相續人、呉通子は「姪男」すなわち甥なのである。本文冒頭1～3行目にそのあたりの事情が記してある。それによれば、呉通子がまだ幼い頃に父親が亡くなり、未亡人となった兄嫁を亡き兄に代わって弟の安君が娶ったのであり、それに伴い通子もまた安君の戸籍に入り、以来、ずっと共に暮らしてきたのである。しかも再婚してからさらに一男二女が生まれたが、その一男こそが善集なのであって、つまり善集と通子との関係は従兄弟であると同時にまた、同母兄弟（異父兄弟）でもあることになる。

この関係は極めて特殊であると言うべきである。異父兄弟それ自體は別に珍しくもないが、その父親同士が兄弟である點に注意すべきである。というのは、中國には「同姓不婚」という大原則があることはよく知られている。滋賀氏はその具體的な内容として、同宗者の妻妾と婚姻することも「同姓不婚」の一つとして挙げている〔滋賀1967〕。滋賀氏によれば唐以後の歴代王朝においては、元を除いて全てこの規定があったという。實際、『唐律疏議』戸婚律183條には

諸嘗爲袒免親之妻而嫁娶者、各杖一百。總麻及舅甥妻、徒一年。小功以上、以姦論。妾、各減二等。並離之。

とあって、今回の事例でいえば呉安君は實の兄の妻を娶ったわけで、これはもちろん「小功以上」に當り、「姦を以て論ず」が適用されることになる。歸義軍政權において唐律が遵守されていたかどうかはともかくとして、元を除く歴代各王朝においても同宗者の妻を娶ることが禁止されていたということは、それは社會通念上、許されざる行爲だった可能性も大いに考えられる。しかし羽53という、この一通の家産分割契約書には間違いなくその事實が書かれているのであり、これは中國家族法の理念と現實の狹間を窺う上で貴重な事例ではないかと思われる。

それはともかくとして、現實問題として、呉通子は善集の「兄弟」として、呉安君から家産の分割を受けているわけで、ここで呉通子の立場を明らかにしておきたい。通常、養子を立てるのは實子がない場合であるが、その場合でも、中國においては傳統的に異姓養子に家産を承繼させることは固く禁じられている。同姓の——通常は同宗の——昭穆相當の者を嗣子に立てなければならない。その點において、通子は安君の兄の子であるため同宗であり、かつ安君の實子たる善集と同じ世代に屬するので、こうした點に關わる問題はないことになる。ただ、上述したように、安君が「同姓不婚」の禁を犯し、しかもその後安君の實子が生まれたために、同母兄弟である實子と養子との間で分割するという、かなり特殊な状況が現出しているのである。

もう一つ、家族關係のうえで指摘しておかなければならないことがある。通常、

家長が生存している限り、全ての家産は家長のもとに属す。ただし、家長の生前に家産を分割する場合も往々にしてある〔滋賀1967〕。本件で呉安君がまだ生きていた間にこうした遺書を作成したのも「家長生前の家産分割」といえるだろう<sup>3</sup>。ところが、遺書作成の経緯を記した第一段落（5行目）と第五段落（33行目）でそれぞれ、「前公後母（公に前んじ母を後にす）」と記されており、呉安君は父母に先立とうとしている。実際、末尾の署名欄には「大阿耶（爺）呉章仔」（40行目）の名が見え（35行目の「大阿耶（爺）」も同じ）、それを裏付ける。とすると、安君の父親がいまだ存命なのであるから、家長といえば安君ではなくその父・章仔のはずである。それでいて、ここで安君が父親をさしおいて家産分割を行おうとしているということは、考えられる可能性はただ一つ。安君の世代（安君とその兄、即ち通子の実父）の間ですでに「家長生前の家産分割」が行われていたと考えるのが道理であろう。

この推察を裏付けるのが、8～9行目の「東房一口、厨舎一口、是先阿耶（爺）分懷、一任通子、収管爲主」という記述である。東側の部屋一つと厨房一つは、すでに父（章仔）によって通子に分割されていた、というのである。これは恐らく、呉章仔から通子に對して直接、分割贈與されたというのではなく、通子は亡き父を経由して相續していたものであろう。この「阿耶」が通子の実父を指す可能性も考えられなくはないが、その場合でも今述べた結論に変わりはない。つまり、呉安君とその兄との間で家産分割がすでに行われた後に、兄の方が死去した結果、兄の持ち分はその實子である通子が繼いでいた、と考えるのが最も穏当な見解であると思われる。29～31行目の記述もそうした前提に立ってみると、理解しやすい。ここには、もともと通子が実父から相續していた持ち分について、養育してもらった恩義に報いるために、叔父の安君にそれを進呈すると書かれているのである。

家族構成に關するそのほかの情報をまとめておく。すでに觸れたことではあるが、安君が再婚したあとで「一男二女」が生まれたとあるので（3行目）、善集には實の姉妹が二人いることが分かる（通子から見れば同母姉妹）。その二人の名前は不明だが、おそらくその中の一人は、31行目の「阿師」であろう（詳細は後述）。また、41行目に「阿舅索僕」<sup>3</sup>とあることから、通子・善集の母であり、安君の妻（もとはその兄の妻）である女性の姓は索氏であったということも分かる。さらに、呉氏の血縁者として、末尾2行の「姪清光」「姪男善通」なる人物がいる。これは「姪」「姪男」とあることから、世代としては通子・善集と同じ世代に属す

---

<sup>3</sup>仁井田氏はこの點について、『遺言』とはいいいながら、そのいわゆる遺言は遺言者の死亡によって効力を發生する種類のものでなく、生前行爲である」と指摘している〔仁井田1980〕。

るのであろう。ただし、具体的にどのような續柄なのかは分からない。

## 2. 兄弟均分の原則について

さて、そうすると理屈のうえでは、通子はもともと實父から相續した分に加えて、今回さらに安君からまた相續することになる。単純計算でいうならば、呉章仔から呉安君およびその兄へと分割される際に、二分の一ずつ、それを通子はそのまま相續したうえで、今回、安君の家産を善集との間で二分の一ずつ分割する、つまり呉章仔の家産を基準に考えると、呉通子が四分の三、呉善集が四分の一、の取り分になる。果たしてこのような計算が成り立つのか。第二段落では通子の相續分、第三段落では善集の相續分が記されているので、その内容を一覧表にまとめてみた。一見して明らかなように、上記の豫想は當っていないことが分かる。鍋や衣類などの家財道具は明らかに通子の取り分が多くなっているものの、家屋と土地に関しては完全に等分されており、全體として通子の取り分が善集の三倍になっているようにはおよそ見えない。

ちなみに、家財道具に限定して見れば通子の取り分の方が明らかに多いとはいえ、家産分割の總體を考えた場合、注目すべきことが一つある。それは車の分割である。ここでいう「杜榆穀車」とは、大八車のような荷車なのであろうが、それを分解して部品に分けたうえで、それぞれの取り分を決めているのである。これが概念としての「取り分」、つまり各部品の所有權を机上で取り決めるだけの話ではなく、実際に車を分解していることは、「杙（打）車之日、兄弟合使、不許善集隔勒」（22行目）という記述から明らかである。そうして実際に分解した場合、車の使用をめぐる主導權を握るのは、「車盤」すなわち荷臺を所有している方である。たったいま引用した22行目の「善集が拒否することを許さない」という言い方は、善集が車盤を持っているからこそその文言なのである。また今後、通子が車盤を作ることがあればその代金は善通に融資してもらおうとあるので、そこで車の分割における「均分」のバランスを取っているかのように見えるが、その場合でも新たに作った車盤の1/3の所有權は善通に屬する。従って、車の分割に限定していえば善通に有利に設定されていると見るべきである。

| 通子       |     | 善集       |     | 共有    |                              |
|----------|-----|----------|-----|-------|------------------------------|
| 東房       | 1口  | 西房       | 1口  | 院落・門道 | 1具<br><br>1副<br>全て<br>1<br>1 |
| 厨舎       | 1口  | 南邊東房     | 1口  | 鑪     |                              |
| 南邊廳      | 1口  | 厨舎       | 1口  | 鐸大小兩孔 |                              |
| 西邊大房     | 1口  | 南邊廳      | 1口  | 舊種金   |                              |
| 巷東壁上撫舎   | 一半  | 巷東壁上撫舎   | 一半  | 鎌刃籠具  |                              |
| 砂底・新開地四亭 | 均分  | 砂底・新開地四亭 | 均分  | 鍬刃    |                              |
| 新買地      | 10畝 | 新買地      | 10畝 | 小鑪頭子  |                              |
| 杜榆穀車脚    | 1隻  | 杜榆穀車脚    | 1隻  |       |                              |
| 折舊破釧     | 1隻  |          |     |       |                              |
| 小頭釧      | 1隻  | 車盤       | 1比  |       |                              |
| 三斗破鍋     | 1口  | 貳斗銅鍋     | 1口  |       |                              |
| 七升鑪子     | 1口  | 一斗五升破鑪   | 1口  |       |                              |
| 小主鑪子     | 1面  |          |     |       |                              |
| 櫛        | 1口  |          |     |       |                              |
| 大床       | 1張  |          |     |       |                              |
| 白綿紬衫     | 1領  |          |     |       |                              |
| 乾盛大襖     | 2口  |          |     |       |                              |
| 五升鑪子     | 1口  |          |     |       |                              |
| 六斗古破釜    | 2/3 | 六斗古破釜    | 1/3 |       |                              |

さて、そうすると、土地家屋は均分、車は善集に有利な配分、家財道具は通子に多く配分、ということで、總體としては均分の原則に則っていると考えられる。厳密には、車の各部品の価値や、鍋など家財道具それぞれの値段を細かくみていかなければ判断できないが、ごく大雑把に見れば、均分されていると見るべきであろう<sup>4</sup>。

とするならば、通子とその実父から相續した家産は別にして、安君が所有する家産のみの分割が行われたのではなく、それも含めて、今回あらためて通子と善集との間で均等に分割したということになる。言い換えると、かつて呉章仔が安君とその兄に均等分割した家産を、もう一度あらためて今度は兄の子（通子）と弟の子（善集）との間で分割し直した、と。そもそも、上に見たように土地家屋は綺麗に均分されてはいるものの、そのうち通子の取り分には彼が実父から相續した分

<sup>4</sup>ただし、筆者個人としては通子にやや多めの配分になっている印象を拭えない。通子は安君の兄の子であり、しかも実際に善集より年長であるため、「長子」として扱われていた可能性も大いにある。その場合、「長子分」として、他の兄弟よりやや多めに分割されることもしばしばあった[滋賀1967]。あるいはこの「長子分」が影響しているのかも知れない。

も含まれているのであるから（8行目）、筆者のこの考えは間違っていないだろう。

では、如何なる事情のもとにこのような分割が行われたのかというと、呉通子がまだ幼かったために呉安君が養父として尊属の立場になったこと、及び通子が相續した家屋は安君と同じ家屋であったこと、この二點に鍵があるのだろう。前者について言えば、そもそも通子は安君にとって甥なのだから、本来ならば家産を與える必然性はない。それが實子の善集と並んで均等に相續しているのは、ひとえに安君が養父であり通子が養子であるから、つまりそこに「父子關係」が成り立っているからにほかならない。後者に關しては、同じ家屋に居住していながら家産分割することは決して珍しいことではないと滋賀氏も夙に指摘している。収入支出等の經濟活動を異にすることが「分家」（＝家産分割）の根本要因であって、同じ家屋の別の部屋にそれぞれ起居することは「分家」という行爲にとって何ら影響を及ぼさない。ただその場合、厨房を別に作り、同じ家屋に起居しながらも食事を共にしない點が、「分家」の非常に分かりやすい指標となる。今回の事例においても、通子がもともと實父から相續していた部屋（8行目）の中には「厨舎一口」も含まれている。ということは、通子の實父が存命していた頃は、まさしく同じ家屋に起居しながら「分家」していた状態だったはずである。だからこそ、父が亡くなったときに通子は父の分を相續したのであるが、その後、母は同じ家屋で起居している父の弟・安君と再婚した。この時に通子がすでに成人して妻を娶るなどしていれば話は違っていたのかも知れないが、実際には通子はまだ幼く、當然、安君と食事を共にすることになったであろう。つまり、収入支出を伴う經濟活動も共にするようになったに違いない。従って、安君とその兄との間で行われた家産分割は、この時點で實態のないものになってしまっていたのである。實態が伴わないとはいえ、形式上それはまだ有効だったはずで、だからこそ、今回、あらためて通子がすでに相續していた分も含めて、安君からという形で分割し直すことにしたのである。

では、異父兄弟であることが、均分の原則に影響することはないのか。今回の事例を見るかぎり、その可能性はないと考えられる。滋賀氏はこの點、中國の相續の概念を極めて明瞭に説明している。中國における相續法は、祖先祭祀の觀念、そして男系親のみを同類と認める親族概念、一言にしていえば、中國語にいう「宗」の理念によって裏づけられていた。家族とは家計をもなお共同に保っている宗族の一枝、同宗者の小集團に外ならず、家産をめぐる家族各人の權利は、その者が宗という理念的な秩序——端的にいえば祭り祭られる關係——のうちに、如何ように位置づけられているかによって規定される。〔滋賀 1967〕

祭り祭られる「宗」という關係において、呉通子と呉善集の立場は全く等しい。

安君個人から見れば實子と甥であっても、その父・呉章仔から見れば両者に差異はない。否、通子は安君の兄の子であるのだから、直系・傍系でいえば、むしろ通子こそ直系というべきである。いずれにせよ、通常とは異なる複雑な事情はさておいて、今回の事例はやはり「兄弟均分の原則」に基づいているという結論になるわけである。

ただし、もう一つ付け加えておきたいことがある。この契約書によって、呉通子と呉善集は、かつてそれぞれの父がそうしたように、また分家することとなったわけである。分家の根本的要因としては家屋云々ではなく、収入支出の経済活動を異にすることであるという滋賀氏の見解を上で紹介した。筆者もそこに異議を挟むつもりはないが、そこで滋賀氏はまた、農作業なども共同で行うことはなくなる、とも述べている。しかし、少なくとも本件に關していえば、そこには疑問符がつく。というのは、上の一覧表を見れば明らかなように、農具はすべて二人の共用となっているのである。従って、呉安君の意圖としては、ここで分家した後、農作業は共同で行うことを前提としていると考えるべきではなからうか。この点についてはここで問題提起をしておいて、今後の研究の進展を待ちたい。

### 3. 通子・善集以外の取り分について

ところで、いま見てきたように、本契約書は死を目前に控えた呉安君が、通子と善集という二人の「息子」に家産を均等に分割する内容となっている。その中で、第四段落だけが、やや異質である。つまり、彼ら二人の取り分以外の事柄が、そこに記されているのである。

では具体的に何が記されているのかというと、まずは呉安君の取り分である。これは特に異とするほどのこともなく、家長が生前に家産を分割する場合、全てを分割し盡くすのではなく、自らが生活していくための「養老分」として、ある程度家産を保持することが普通にある〔滋賀 1967〕。呉安君自身はもうすぐ死ぬかという身であるが、かといってすぐに死ぬわけでもない。またその妻、つまり通子・善集の母が存命している可能性も多分にある（本文中では一切言及されていないが）。いずれにせよ、29 行目から 31 行目の「…進與阿叔」までは、この養老分を記していることは間違いない。

ただその中で特記しておきたいのは、「養ってもらった恩義に報いて」通子が安君に進呈する、という言い方が繰り返しなされている点である。もともと通子が實父から相續していた分の一部について、それを返上して安君に進呈する、という内容なのである。こうした話は特に珍しいわけでもない。S5647「分書様文」に

は次のようにある。

……蓋爲姪某乙三人、少失父母、叔便爲親尊。訓誨成人、未申乳哺之恩。今生房分、先報其恩、別無所堪、不忤分數、與叔某物色目。…（空白）…上物色、獻上阿叔、爲阿叔殷勤成立活計。……

これは「様文」であるから、実際に使われたものではなく書儀の類であるが、だからこそより一層、普遍性を見出すことができよう。ここには、幼くして両親を亡くした甥たちを養ってやった叔父に對して、その恩に報いるために、叔父の生活のために、これこれの物品を献上いたします、ということが書かれているのである。生活環境も厳しく、戦亂や盜賊などによる被害も絶え間ないこの時代、伯叔父が甥を養育することはよくあったに違いない。

ここで注目したいのは、呉通子が自らの持ち分の中から、養育してもらった恩に報いるために安君の養老分を進呈しつつ、そのうえで、善集との間で家産が均分されている点である。假に通子が安君の實子であったとして、その場合も言うまでもなく善集との間で家産は均分され、安君は自らの養老分を確保していたであろう。つまり、結果は同じなのである。形の上で、通子が安君に感謝の意を表して幾ばくかの家産を進呈することに意義があるのであって、決して、通子が自らの持ち分を減らして安君に進呈する必要はなかったのである。この点、上引 S5647 も同様であって、甥が叔父に献上する物品はおそらく、彼らの亡父から相續していたものを想定しているに違いなく、そしてそれを献上したあとで、あらためて叔父と甥の間で分割するのであって、決して、分割したあとから献上するのではない。

次に、同じ第四段落の後半部分、31行目の「阿師」について述べておきたい。通常、これは僧侶を指して言う言葉だが、この寫本のどこにも僧侶は出てこないし、このくだりで僧侶がいきなり登場するのも不自然である。筆者の推測では、前述したようにこれは善集の姉妹の一人ではないかと考えている。筆者がこのように考えるには幾つかの理由がある。

まず最初に、安君の養老分はいくつか記されているが、いずれも部屋であって、それは老後の余生を過ごすための「空間確保」を意味すると考えられる。これに對して、「阿師」の取り分は「新買地拾畝、銀盞一隻」であって、明らかにそれとは性格を異にする。

そして次に、呉安君に對しては上述したように、「通子の持ち分」の中からその一部が進呈されている。しかし「阿師」に對しては、單純に「新買地拾畝、銀盞一隻」を與える、と書かれているだけである。従って「阿師」とは通子が養ってもらった恩を報いる相手ではない。またこの点と關連して、安君に對しては「進與」

(進呈する)と表記されているのに對して、「阿師」には「與」(與える)としか書かれていない。つまり、「阿師」は少なくとも安君より目下の者、もっと言うならば、通子・善集と同格かもしくは目下の者、と考えられる。

三番目に、「新買地十畝」である。上でも述べたが、この契約書に記されている土地は、「新買地」か「新開地」のいずれかである。そして「新買地」は、この他にあと二箇所、記されている。それは、通子の取り分(11行目)と善集の取り分(21行目)であり、兩方ともに「十畝」なのである。ここから考えて、「阿師」なる人物は通子・善集と、ある意味において同格に並べられて然るべき存在と考えることができよう。

そして何より、文脈である。繰り返しになるが、本契約書における「相續人」の主演は通子と善集の二人であり、この第四段落は「その他の人間の取り分」について書かれている部分である。そして、その前半部は安君の養老分について記されていた。こうした文脈の中で、安君と並び記される「阿師」とは誰なのか。夫が生きていながら夫とは別に妻が家産をいくばくなりとも貰うことはありえないので、妻(つまり通子・善集の母)ではない。承繼人たる通子と善集以外に、この場において分割される権利があるのは、分割者(安君)自身の養老分と、あとは娘の「嫁資」以外には考えられない。

以上の諸點から、「阿師」が指すのは3行目にある「女二人」のうち一人である可能性以外に、筆者には思いつかない。つまり、ここは娘の一人に「嫁資」を與える記述である、と。通常、娘が嫁ぐ際には家産の中から幾ばくかの金品を持參金として持たされる。これを「嫁資」、「粧奩」などという。その代わり、實家が家産を分割する場合、すでに他家に嫁いだ彼女に取り分はない。しかし、嫁ぐ前の娘であれば、今後嫁ぐときのための費用が、やはり「嫁資」として家産の中から分割される。つまり、「新買地拾畝、銀盞一隻」とは「嫁資」ではないのか。呉安君の娘の取り分について言及している可能性のある箇所は、ここを除いて他にない。一人分しか書かれていないのは、一人は既に死亡したかもしくは他家に嫁いだと考えれば説明はつく。また、與えられたものが土地と「貴金屬」であるというのも、示唆的である<sup>5</sup>。

「阿爺」が父を指し、「阿舅」が妻の父(もしくは兄)を指すように、「阿師」が姉もしくは妹を意味する言葉だったのか、それは分からない。あるいは、「師」というのが彼女の名前だったのかも知れない。いずれにせよ、あらゆる角度から考

<sup>5</sup>未婚の娘に對して「嫁資」として土地を與えることは、珍しいことではない。それは、將來、換金することを前提としているのであるが。ただし、その場合でも息子に分割する分よりかなり狭い土地を與えるのが普通であって、今回のように息子たちと同じ「十畝」を與えるというのは珍しい。

えて、ここでの「阿師」は善集の姉妹のどちらかを指すと考えて間違いない。

## おわりに

以上、羽 53「吳安君分家契」について、未熟乍ら若干の検討を試みた。いまだ解決できていない部分も多々あり、また中國家族法に對する理解の不十分さもあり、要するに甚だ不完全な論考であって汗顔の至りである。ただ、冒頭でも述べたように、近年になって一般に公開されることとなった李盛鐸舊藏コレクション、この中の一點として、本件はかなり特殊な家産分割の事例と見られることから、紹介するに値すると思った次第である。今後の研究の資となれば幸いである。

## 参考文献

- 池田温 1972 「丑年十二月僧龍藏牒——九世紀初敦煌の家産分割をめぐる訴訟文書の紹介」、『山本博士還暦記念東洋史論叢』、東京：山川出版社
- 池田温 1979 『中國古代籍帳研究』、東京：東京大學出版會
- 石田勇作 1981 「行人轉帖をめぐる二・三の問題」、『上智史學』26
- 石田勇作 1995 「敦煌『社文書』研究序説——轉帖を中心として一」、『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』、東京：汲古書院
- 滋賀秀三 1967 『中國家族法の原理』、東京：創文社
- 仁井田陞 1937 『唐宋法律文書の研究』、東京：東京大學出版會
- 仁井田陞 1942 『支那身分法史』、東京：東方文化學院
- 仁井田陞 1980 『中國法制史研究（奴隸農奴法・家族村落法）』（補訂版）、東京：東京大學出版會
- 齊陳駿 1994 「有關遺產繼承的几件敦煌遺書」、『敦煌學輯刊』1994 年第 2 期
- 榮新江 1996 『歸義軍史研究』、上海：上海古籍出版社
- 盛會蓮 2002 「唐五代百姓房舍的分配及相關問題之試析」、『敦煌研究』2002 年第 6 期

楊際平、郭鋒、張和平 1997 『五一十世紀敦煌的家庭與家族關係』武漢：岳麓書社

張國剛 2001 「唐代家庭與家族關係的一个考察」、『中國社會歷史評論』第3卷、北京：中華書局

TTD *Tun-huang and Turfan documents: concerning social and economic history*, co-edited by Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Makoto Okano

(作者は關西學院大學非常勤講師)